

# 子育て応援特別手当の概要



お子さんが2人以上いる家庭の方は  
ご注目ください

## 支給対象児童

下記の ~ を全て満たす児童

基準日(平成21年2月1日)において、

三鷹市に住民登録または外国人登録(短期滞在・不法滞在以外)をしている

生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子どもで

第2子以降の子どもが対象となります。

生年月日が平成2年4月2日以後の子どもの中から年齢順に第1子、第2子と判定します。

## 支給金額

支給対象児童1人につき36,000円

## 支給の要件

基準日(平成21年2月1日)において、対象児童と同居し、三鷹市に住民登録または外国人登録(短期滞在・不法滞在以外)をしている世帯主に支給されます。

## 1人目

平成2年(1990)4月2日以後に生まれた子ども



第1子なので対象になりません。

## 2人目

平成14年(2002)4月2日

平成17年(2005)4月1日  
生まれの子ども



## 支給対象

第2子以降で、年齢が合うため対象です。

## 3人目

平成17年(2005)4月2日以後に生まれた子ども



第2子以降ですが、年齢が合わないため対象になりません。

## 支給対象児童がいる家庭で申請書が届かないケースにご注意ください



別居の子どもがいる家庭や外国人登録をしている世帯などで、支給対象児童がいても4月中旬までに申請書が届かない場合には、必ずコールセンターまでお問い合わせください。

### 例えば

#### 別居の子どもがいる場合

三鷹市に住民登録をしている世帯単位で申請書を作成しているため、扶養している第1子と第2子以降の子どもが別居の場合(住民登録上世帯を別にしていない場合)は、支給対象児童であっても申請書が郵送されません。

### 例えば

#### 外国人登録をしている世帯の方

外国人登録は世帯での把握ができない場合がありますので、申請書が郵送されないことや、申請書に世帯全員が印字されていない可能性があります。

## 支給をよそおった振り込め詐欺にご注意を!



市役所などの腕章をつけ、「定額給付金の手続きを代理操作しますので、キャッシュカードと身分証明書を貸してください」という手口の詐欺が発生しています。市役所の職員を名乗っても、必ず市役所に電話で確認してください。

市の職員が、みなさんに銀行・コンビニなどのATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません!

支給のために、市役所が手数料などの振込を求めることは、絶対にありません!

だまされません!



## 市からご連絡する場合は.....

記入漏れや書類不備の場合など、市から確認のご連絡をする場合があります。その際、詐欺防止のため「申請書番号」を必ずお伝えします。お手元に届く申請書に記載されている申請書番号をお確かめの上、応答してください。

## 問 定額給付金・子育て応援特別手当 支給事業実施本部事務局

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1 三鷹市役所  
本庁舎2階 ☒ teigaku@city.mitaka.tokyo.jp

## コールセンター ☎ 0422-76-2222

3月30日~5月 平日:午前8時30分~午後9時  
土日祝日:午前8時30分~午後5時  
6月~10月1日 平日のみ:午前8時30分~午後5時

## 三鷹市にお住まいの外国人のみなさんへ

2月1日に外国人登録原票に登録されている方(短期滞在者、不法滞在者を除く)には、定額給付金が支給されます。また、子育て応援特別手当についても対象となる方には、支給されます。詳しくは0422-76-2222までお問い合わせください。

### To All Foreign Residents of Mitaka City

Supplementary Income Payments are available for those who are registered in Mitaka City's foreign resident registry as of February 1 (excluding illegal immigrants and those with temporary visitor's visas). In addition, Special Allowance for Child-Raising will be available for those who are eligible. Please call 0422-76-2222 for more information.

### 致居住在三鷹市的各位外国人

对于2月1日已在外国人登记原票上登记过的人员(短期滞在者、非法滞在者除外),将支付定額支付金。此外,还将向符合对象条件的人员支付育儿支援特别津贴。详情请拨打0422-76-2222进行咨询。

### 미타카시에 거주하는 외국인 여러분께

2월 1일 현재 외국인등록원표에 등록되어 있는 분(단기 체류자와 불법 체류자는 제외)께서는 정액 급부금(생활지원금)이 지급됩니다. 또한 해당되는 분께서는 자녀양육응원특별수당도 지급됩니다. 자세한 사항은 0422-76-2222로 문의하십시오.